本プログラムは、お客様がプログラム使用許諾契約書に同意していただいた場合にのみご使用していただきます。

ソフトウエアの不法コピー、レンタルを防止するためにもぜひともご協力をお願いいたします。プログラム使用許諾契約書に御同意いただける場合は、ユーザー登録カードに必要事項を御記入のうえ、御返送ください。

プログラム使用許諾契約書

株式会社ハル研究所（以下甲といいます。）は、本契約書とともに御提供するソフトウェア・プログラム（以下『許諾プログラム』といいます。）を使用する非譲渡性の非独占的権利を下記条項に基づき許諾し、お客様（以下乙といいます。）も、下記条項に御同意いただくものとします。

1．　期　間

本契約は、許諾プログラムを受理した日から発効し、乙が1ヵ月前の書面通知により終了させるか、または甲が下記に基づき終了させるまで有効とします。

乙は、1ヵ月前の書面通知を出すことにより、いつでも本契約に基づく使用権を終了させることができます。甲は、乙が本契約のいづれかの条項に違反したとき本使用権を終了させるかまたは本契約を終了させることができます。

2．　使用権

乙は、本契約に基づき実施許諾された各プログラムを、機械読み取り可能な形で、いづれか一台のコンピュータ・システム（以下『システム』といいます。）で使用することができます。他のシステムで許諾プログラムを使用するときは、別途使用権を取得することが必要です。

乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、本契約、本契約による使用権、本契約の適用されるプログラムまたはその他の品目を、譲渡したり、第三者に再使用権を許諾したりまたは、移転したりすることはできません。本契約で明示されている場合を除き、許諾プログラムの全体または一部を印刷または複製する権利は許諾されておりません。

3．許諾プログラムの複写または改良

乙は、本契約に基づき甲から提供された印刷物を、たとえその一部であっても複写することはできません。印刷物の追加をご希望の折は、甲にお申しで下さい。

甲から機械読み取り可能な形で提供された許諾プログラムの全体または一部をバックアップ以外の目的のために印刷されたまたは機械読み取り可能な形で複写することはできません。

許諾プログラムのオリジナルおよび乙が作成した許諾プログラムの写しは、甲の所有物となります。ただし、許諾プログラムが記録されている媒体は甲の所有物とはなりません。乙は、乙のみが使用するためであれば許諾プログラムを含んだプログラム（以下『新規プログラム』といいます。）を作成することができます。ただし、かかる許諾プログラムの使用権が終了したときは、かかる新規プログラムから完全に取り除かなければなりません。新規プログラムは指定されたシステムでのみ使用するものとし、本契約の他のすべての制約に従うものとします。

乙は、新規プログラムを含め、許諾プログラムのすべての写しに許諾プログラムに記載されている著作権表示をすることに同意します。

4．許諾プログラムの保護

乙は、許諾プログラムを、甲の事前の書面による同意を得ることなく乙または甲の従業員以外のいかなる者に対しても提供、または知らしめないことに同意します。ただし乙の許諾プログラムの使用のために明らかに必要な場合を除きます。

5．終了後の義務

乙は、本契約に基づく使用権が終了した日から１ヵ月以内に、甲から受領したまたは本使用権に関連して作成した許諾プログラムのオリジナルおよびすべての写しを破棄しその旨を証明する文書を甲に提供するものとします。

6．甲の免責

甲は、許諾プログラムに関するいかなる保証も行いません。ただし、甲は、乙が許諾プログラムに関する登録カードを返送した場合、許諾プログラムの購入から１年以内に甲が許諾プログラムの誤りを訂正した修正プログラムを発表したときには、そのプログラム又はそれに関する情報を提供することとし、これをもって唯一の責任とします。